

# 天草広域連合議会会議録

令和6年第5回臨時会

天草広域連合議会

## 目 次

9月24日（火曜日）

|                      |   |
|----------------------|---|
| 議事日程                 | 1 |
| 本日の会議に付したる事件         | 1 |
| 出席議員                 | 1 |
| 欠席議員                 | 1 |
| 説明のため出席した者           | 1 |
| 職務のため出席した者           | 1 |
| 開会                   | 2 |
| 諸般の報告                | 2 |
| 会議録署名議員の指名           | 2 |
| 会期の決定                | 2 |
| 議第14号から議第15号まで提案理由説明 | 2 |
| 議第14号質疑・討論・採決        | 4 |
| 議第15号質疑・討論・採決        | 5 |
| 継続調査について             | 7 |
| 閉会                   | 7 |

# 令和6年第5回天草広域連合議会臨時会会議録

1 議事日程 令和6年9月24日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第14号 工事請負契約の変更について
- 第4 議第15号 令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第5 継続調査について

2 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

3 出席議員は次のとおりである。（10名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 若山 敬介 君 | 2番 桑原 千知 君  |
| 3番 平山 泰司 君 | 4番 松岡 寿 君   |
| 5番 澤井 一富 君 | 6番 中尾 友二 君  |
| 7番 赤城 史浩 君 | 8番 塩田 真一 君  |
| 9番 何川 雅彦 君 | 10番 野崎 幸洋 君 |

4 欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

5 説明のため出席した者の職氏名（15名）

- |             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 広域連合長       | 馬場 昭治 君 | 副広域連合長        | 堀江 隆臣 君 |
| 副広域連合長      | 山崎 秀典 君 | 会計管理者         | 本田 一 君  |
| 事務局長        | 濱崎 正明 君 | 消防長           | 寺岡 貴章 君 |
| 消防次長(兼)総務課長 | 戸村 羊士 君 | 総務企画課長(兼)会計課長 | 酒井 孝寛 君 |
| 環境衛生課長      | 早見 博之 君 | 警防課長          | 山下 伸介 君 |
| 予防課長        | 平山 浩二 君 | 指令課長          | 青柳 雄二 君 |
| 中央消防署長      | 小平 直 君  | 北消防署長         | 竹川 光幸 君 |
| 南消防署長       | 宮下 力 君  |               |         |

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

- |    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 書記 | 谷端 利則 君 | 書記 | 黒田 麻莉 君 |
|----|---------|----|---------|

午前 9 時 56 分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和 6 年第 5 回天草広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

### 諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

令和 6 年 8 月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会行政委員会に保管いたしております。必要な方はご閲覧ください。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5 番澤井一富君、7 番赤城史浩君を指名いたします。

### 日程第 2 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日 1 日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

### 日程第 3 議第 14 号から日程第 4 議第 15 号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第 3、議第 14 号工事請負契約の変更についてから日程第 4、議第 15 号令和 6 年度天草広域連合一般会計補正予算（第 2 号）まで、以上 2 件を一括議題といたします。

なお、日程第 3、議第 14 号から日程第 4、議第 15 号までの以上 2 件は、先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

また、質疑の回数は 1 議題につき 2 回までですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議第 14 号から順次提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）おはようございます。

提案理由を説明させていただく前に、まずはこのたび第79回熊本県民体育祭天草大会の開催に当たりまして、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。無事、本当に素晴らしい大会でありました。心から感謝申し上げたいと思います。それぞれの議会の議員の皆様方にも、くれぐれもお世話になりましたとお伝えいただければと思います。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年第5回天草広域連合臨時会にご提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

ご提案いたしますのは、契約の変更1件、補正予算1件でございます。

それでは、議第14号から提案理由の説明を順次申し上げます。

なお、関係する資料といたしまして、工事の変更概要書や仮契約書、補正予算の概要等を別冊資料にまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

初めに、議案書1ページ、議第14号工事請負契約の変更についてでございます。

本件は、令和5年2月22日に請負契約、令和6年3月8日に第3回目の変更契約について議決されました新ごみ処理施設土地造成工事に係る5回目の契約の変更で、本連合議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更契約により、契約金額は6億2,901万67円から6億1,425万6,265円となり、変更前と比較いたしますと、1,475万3,802円の減額となります。

今回の変更内容といたしましては、第3回変更契約で、地山掘削の一部の土質区分を中硬岩に変更させていただきましたが、その中硬岩等の掘削量と伐木徐根材の産廃処分量の実数量が確定いたしましたので、実績に応じて変更いたします。また、中硬岩の破碎処理前の小割及び破碎後の積込み、現場内運搬について追加変更いたします。さらに、当初計画以上に残土が発生しましたところから、建設発生土の現場外搬出に係る積込み及び運搬、処分費等について追加変更するものでございます。

なお、受注者であります吉田・南邦特定建設工事共同企業体とは、本年9月4日付で変更の仮契約を締結いたしております。

次に、議案書2ページ、議第15号令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,908万8千円を減額し、予算の総額を39億6,506万円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、新ごみ処理施設整備事業に係る市町負担金並びに循環型社会形成交付金の減額補正及び令和5年度の繰越金の増額補正でございます。

続いて、歳出の内容でございますが、款2総務費におきまして、本連合のホームページ等のセキュリティー強化のために必要となりますシステム保守委託料等111万8千円の増額でございます。

次に、款4衛生費におきまして、契約解除に伴う新ごみ処理施設施工監理業務委託に係る施設整備業務委託料の減、本体工事等に係る新ごみ処理施設整備工事費の減、負担金補助及び交付金の減などによりまして、5億3,023万3千円を減額するものでございます。

次に、款6諸支出金におきまして、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、財政調整基金積立金6,558万円を増額するものでございます。

最後に、款7予備費につきましては、補正前の額1,500万円に補正(第2号)予備費計上額6,444万7千円を増額した7,944万7千円が補正後の予備費となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(若山敬介君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第3、議第14号から日程第4、議第15号までの以上2件は、委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の審査を省略して本日議決することに決定をいたしました。

#### **議第14号質疑・討論・採決**

○議長(若山敬介君) 日程第3、議第14号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 討論なしと認めます。

議第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 議第15号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第4、議第15号令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）補正予算（第2号）の衛生費、施設整備費について質問をいたします。

予算書、資料2のほうが分かりやすいと思いますが、施設整備費中、新ごみ処理施設の本体工事の工事費が減額をされています。この減額された新ごみ処理施設本体工事は、令和4年7月に議決した新ごみ処理施設整備事業の債務負担行為369億4,350万円に基づく現年度予算であるという理解でよろしいか伺います。

以上です。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（早見博之君）環境衛生課長の早見でございます。

ただいま議員がご指摘のとおり、今回のこの減額につきましては、工事請負費債務負担分、令和6年度分でございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）ありがとうございました。

先月、定例会予算書では、契約解除に伴い、現年度予算と合わせて債務負担行為も削除する提案が提出されていまして。しかし、今回は債務負担行為が削除されていないので、確認をしたところであります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）4番松岡寿です。

議第15号令和6年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論をいたします。

補正予算（第2号）衛生費、施設整備費には新ごみ処理施設本体工事の減額が含まれております。この減額の原因は、新ごみ処理施設の事業契約が解除されたことであるの言うまでもありませんが、連合執行部として契約を解除した事実があるということが念頭にあるのは明らかです。しかし、契約解除の在り方について、先月、定例会で議第12号権利

の放棄及び和解についてが否決されたとおりに、議会として承認した記憶はございません。議会としても、減額原因である契約解除の議論が完結したという前提がありません。何に基づいて予算を減額することに賛成をするのでしょうか。不完全な契約解除に基づき、予算を減額する道理はみじんもありません。契約解除に関連する議案が可決していないのに、契約解除に基づく減額予算は可決するという矛盾が生じていますが、そういう事態が生じかねないことに何ら違和感を覚えることなく、連合長は契約を解除したという一方的な前提によって本体工事の減額を提案しました。議会の議決を無視した提案であります。

また、この減額された工事費は、債務負担行為に基づく現年度予算です。連合長の提案理由のとおり、契約解除により今後執行見込みがないのであれば、この現年度予算と一緒に、そして同じ理由で債務負担行為も削除をすべきです。ところが、連合長は債務負担行為の削除については計上しておりません。つまり、契約解除により今後執行見込みがないという同じ理由があるにもかかわらず、現年度予算のみが減額され、債務負担行為は残り続けるという矛盾が生じることになります。さらに言えば、先月の定例会では、現年度予算の減額とともに債務負担行為の削除の予算を計上しました。しかし、今回の予算では、債務負担行為の削除は計上はされていません。つまり、連合長は、債務負担行為の削除を計上する必要性を十分に理解していたにもかかわらず計上しなかったことになります。債務負担行為の削除を計上しなかったのは、連合長の不作為によるものと言わざるを得ません。

このような予算編成の在り方は、地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとする地方財政の基本原則を定めた地方財政法の趣旨、その他、地方財政、地方自治に関する法令、取扱いを形骸化させるものです。このような予算編成を看過し、補正予算2号を可決することは、法の趣旨を形骸化させるばかりか、執行部のチェック機能を果たすべき議会の存立意義にも関わることになります。もっとも、このような予算案を計上する連合長の姿勢は、議会軽視とも言うべきものです。

このような減額補正の前提である契約解除が完結した事実がない不完全な状態であり、かつ連合長の不作為によって、本来計上されるべきであった債務負担行為の削除が計上されていない非合理的な編成がされた議第15号天草広域連合一般会計補正予算（第2号）は反対するほかありません。

以上で私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）申し遅れましたけれども、討論については、反対討論と賛成討論を交互に行います。

ただいま原案に反対の討論がありましたので、次に原案に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）なければ次に、原案に反対の討論はありませんか。

2 番桑原千知君。

○議員（桑原千知君）私は、先般、反対の討論をした手前、その反対討論の中で、あれそのものを執行できるような立場に持っていくために連合長は提案されたと思いますけど、それが否決したということになれば、もうそれ自体が法律違反ということになると思います。この法律違反をそのままにした段階で、中身は別として、これに関連する予算そのものが、果たして、法の下でいろいろ考えたとき、今、松岡議員ではございませんけど、当然そこに、こっちでは反対して、その部分に関連してるやつは賛成するという事になれば、議員として、議会として結論を出していかなものかと、これ素朴に思うわけでございます。法的にどういう形になるもんか、これは後で調べてみなければ分かりませんが、現段階では、私はこの議案に関しては反対したいと思います。

以上です。

○議長（若山敬介君）次に、原案に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）なければ、以上で討論を終わります。

議第15号を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（若山敬介君）起立少数であります。よって、原案は否決されました。

## 日程第5 継続調査について

○議長（若山敬介君）日程第5、継続調査について。

議会運営委員長より、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。委員長から申出のとおり、継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

## 閉 会

○議長（若山敬介君）以上で本臨時会に提出されました案件全部を議了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、令和6年第5回天草広域連合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 澤 井 一 富

議 員 赤 城 史 浩